

「しんぶん赤旗」日刊紙

3月1日付より

### 問題だらけ

## 後期高齢者医療制度

### 4月 実施予定

後期高齢者医療制度の実施が予定される四月一日まで、一カ月となりました。対象となる七十五歳以上の人には、制度を知らせる通知が届き、市町村などは各地で説明会を開いています。しかし、高齢者からは「説明がさっぱりわからない」「保険料はどうなるのか」などの苦情が噴出しています。問題と疑問だらけの制度をQ&Aで検証しました。

### Q 今までと何が変わるの？

**A** 後期高齢者医療制度は、七十五歳以上の高齢者だけを集めた新しい医療保険をつくらうというものです。現在の医療制度では、自営業者や年金生活者などは国民健康保険、企業などで働いている人は組合健康保険や政府管掌健康保険、サラリーマンの扶養家族なども健保に入っています。ここには、年齢による区別はありません。

ところが四月からは、七十五歳以上の高齢者は、いままで入っていた国保や健保を無理やり戻させられ、有無をいわさず新しい制度に加入させられます（約千三百万人が対象）。四月以降に七十五歳になる人は、誕生日の日から加入します。年齢を重ね、病気がちな七十五歳以上の人は、他を医療保険から切り離し、受けられる医療内容にも差をつけることを狙ったものです。年齢で差別する医療制度は、皆保険制度をとっている国では世界でも例がありません。

(3面つづく)

平成20年4月1日から 75歳以上の方は全員  
「後期高齢者医療制度」に加入します

#### 健康診査について

平成20年4月から新しい健診制度が始まりますが、75歳以上の方は今までどおり健診を市内医療機関で受けることができます。ただし、受診期間が下記のとおり変更になりますのでご注意ください。受診票は、受診期間にあわせてみなさま全員に郵送でお送りします。

誕生日	受診期間	受診票の届く時期
4・5・6・7月生まれ	6～8月	5月末
8・9・10・11月生まれ	9～11月	8月末
12・1・2・3月生まれ	12～2月	11月末

健康診査に関するお問い合わせは・・・ 保健推進課 51-0700

武蔵野市のお知らせの一分を転載